

## 平成30年度版鳥取県職員名簿発行事業における広告収入の取扱いについて

平成30年4月16日付けの公告により、平成30年度版鳥取県職員名簿の発行事業者の募集を行っておりますが、名簿への広告掲載については次のとおりです。

### ○許可事項

平成30年度版鳥取県職員名簿への広告掲載を許可します。

それにともない、平成30年度版鳥取県職員名簿発行事業者選考の公募による企画提案書において、職員名簿の価格等に加え広告を掲載することによる収入（以下広告料収入）の一部を県へ納入することとして、企画提案を行ってください。

### ○広告内容

広告の掲載内容は次のとおりです。

平成30年度版鳥取県職員名簿（以下「名簿」）への広告掲載を認める。

#### （1）広告の規格

- ア 広告の大きさは自由とする
- イ 広告を掲載する総頁数は名簿の総頁数の2%程度までとする

#### （2）広告の内容

- ア 掲載する広告自体の募集は、発行事業者（契約者）が行うこと
- イ 広告枠内のレイアウトは原則自由とする
- ウ 広告の作成にかかる費用は発行事業者（契約者）が負担すること
- エ 広告の作成に当たっては、関係法令等を遵守するほか、別添の鳥取県広告事業実施要綱（第4条（広告事業の基準）及び別表第1、第2）に従うこと

#### （3）広告料

- ア 県は発行事業者（契約者）と広告事業者との間における広告料の額の決定について関与しない
- イ 発行事業者は、県に納入する広告料の額を勘案して広告事業者との間の広告料の額を任意に設定し、発行事業者が広告料を県に納入すること

### ○企画提案書の記載方法

「県への広告料収入の納入額」欄・・・※ 広告掲載1頁当たりの県への広告料収入の納入額、掲載見込み頁数を記載してください。

企画提案段階の見込みで記載してください。

なお、広告掲載が見込めない業者にあつては、納入額を0円としてください。

発行業者決定後、広告掲載等（納入額、掲載レイアウト等）にかかる協議を行い、契約を締結します。